

「新たな地方分権改革の推進に関する方針」の改訂について（概要版）

改訂の概要

○ 改訂の背景等

- 本市がこれまで特別自治市制度の前提としていた道州制は「経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)」等で言及されてきましたが、令和3(2021)年の方針には記載もなく、制度化に向けた動きは進んでいません。
- 一方で、大阪府を廃止し、特別区に移行する「大阪都構想」の住民投票の実施等を踏まえ、大都市制度のあり方について関心が高まっている中で、指定都市市長会では、令和2(2020)年11月に「多様な大都市制度実現プロジェクト」を設置し、令和3(2021)年11月には最終報告がとりまとめられました。

改訂のポイント（変更点）

○指定都市市長会のプロジェクトがとりまとめた大都市制度に関する報告書を踏まえ、道州制を前提としない特別自治市制度の基本事項等に関して必要な見直しを行います。

第1章 新たな地方分権改革の推進に関する方針の改訂にあたって

1 これまでの経過

- 平成12(2000)年の地方分権一括法施行以降、平成14(2002)年には「地方分権推進指針」を策定する等、地方分権改革の取組を推進してきました。
- 平成29(2017)年には大都市制度も含めた「新たな地方分権改革の推進に関する方針」を策定しました。

2 改訂の趣旨・目的

- 平成12(2000)年の地方分権改革から20年を経過し、国・県・市の関係も大きく変わってきました。
- 首都圏に位置する大都市として、圏域の一体性を踏まえながら、他の自治体とも連携・協調し、大都市としての責務を果たしていく必要があります。
- これらを踏まえ、川崎市が目指す大都市制度の方向性ととも、あるべき国や神奈川県との関係性、自治体間の連携のありようを示すものとして改訂します。

第2章 新たな地方分権改革の推進に関する方針に基づく成果等

1 特別自治市制度創設に向けた取組の推進

- 特別自治市制度の創設に向け、指定都市市長会等を通じて国等へ要請活動を行ってきました。また、本市としても、令和4年度「国の予算編成に対する要請書」にて要望を行いました。
- 大都市制度に関する機運の高まりを受け、令和2(2020)年11月に指定都市市長会に「多様な大都市制度実現プロジェクト」が設置され、本市も参加しました。課題への対応や法的位置付けなどについて検討を行い、令和3(2021)年5月に中間報告、同年11月には最終報告をとりまとめました。

2 国からの権限移譲等

- 提案募集方式は、国等からの権限移譲及び義務付け・枠付けの見直しを求めることにより地方分権改革を推進していくものであり、この制度を活用し、指定都市や他の地方自治体と連携しながら、国に対して権限移譲を提案してきました。その結果、毎年一括法に基づく権限の移譲がなされてきました。
- 規制緩和の一環である特区制度を活用し、個性豊かなまちづくりを進めてきました。
- 事務の権限移譲が行われてきた結果、住民サービスに直結する事務のほとんどを担うようになりました。

3 神奈川県との関係について

- 地方自治法に基づく神奈川県の事務処理の特例に関する条例(※1)に基づき権限移譲を受けてきました。
- 令和2(2020)年11月には、指定都市都道府県調整会議(※2)として本市初の川崎市神奈川県調整会議を開催しました。その結果、コンビナート地域における高圧ガス保安法に基づく許認可権限の移譲に向けた取組を開始しました。
- こうした調整会議の活用や県内三指定都市との連携を通じて、県市間の権限移譲を推進するなど、分権時代にふさわしい県市関係の構築に取り組んできました。
- ※1 都道府県知事の権限に属する事務の一部を、都道府県との協議により、都道府県から市町村へ移譲することができる制度です。
- ※2 指定都市及び都道府県の二重行政の解消など、事務処理を調整するための協議の場として、地方自治法に基づき平成28(2016)年4月に設置されました。

4 自治体間連携の推進

- 九都県市首脳会議を通じた首都圏域での連携、地理的に近接する近隣自治体との連携、指定都市市長会等の類似団体との連携により、自治体間連携を推進してきました。

第3章 基本理念等

- 川崎市は、平成12(2000)年の地方分権改革以降、移譲された事務・権限を最大限に活用し、地域の特性を踏まえながら、個性あるまちづくりを進めるなど、着実に地方分権の取組を進めてきました。
- こうした取組も踏まえながら、次の基本理念、基本目標、基本方向に基づき、引き続き、地方分権改革の取組を一層推進していきます。

【基本理念】

持続可能で個性豊かな都市の実現に向け、地域課題に総合的かつ的確に対応できる自治体を目指します

【基本目標】

- (1)自主的・総合的な行政を確立します
- (2)地域の特性を活かした個性豊かなまちづくりを推進します
- (3)首都圏域における大都市としての役割を果たします

【基本方向】

- 基本方向1 特別自治市制度創設に向けた取組の推進**
基本方向2 国の動向を踏まえた権限移譲等の推進
- 1 権限移譲の推進
 - 2 義務付け・枠付け等の見直しの推進
- 基本方向3 分権時代にふさわしい県市関係の構築**
- 1 県との協議に基づく権限移譲の推進
 - 2 県内三指定都市の連携の推進
- 基本方向4 自治体間の広域的な連携の推進**
- 1 地方自治法に基づく連携の推進
 - 2 首都圏自治体との連携の推進
 - 3 類似する団体との連携の推進
 - 4 遠隔自治体との連携の推進
- 基本方向5 税財政制度の見直しの促進等**
- 1 税財政制度の見直しの促進
 - 2 政策実現手段としての税財政制度の活用方策の検討等

第4章 取組の基本方向と対応

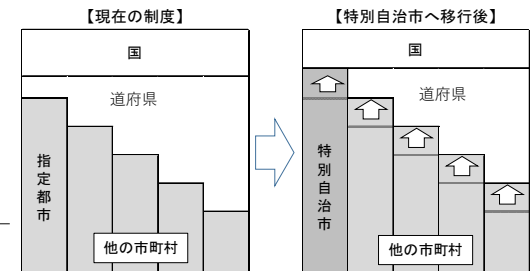
基本方向1 特別自治市制度創設に向けた取組の推進

(1) 新たな大都市制度の必要性

- これまでの権限移譲により、すでに住民に身近な行政サービスのほとんどを指定都市が担っており、都道府県と市町村という二層制を前提とした指定都市制度は実態に合っていない。
- 「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が施行され、大阪府を廃止し、特別区に移行させる「大阪都構想」に係る住民投票が2度にわたり実施された一方で、「特別自治市」制度に関する法的整備はされていないなど、均衡の取れた大都市制度とはなっていません。
- 今後、持続可能な地方自治制度の再構築を進めていくにあたり、とりわけ行政需要が高まる大都市において、各地域がその地域にふさわしい大都市制度に移行できるよう、特別自治市を早期に実現していく必要があります。

(2) 川崎市が目指す特別自治市制度

- 基本事項**
特別自治市は、県の区域外になるものとし、道州制を前提としません。
- ア 区域
・指定都市の区域とします。
- イ 要件、手続等
・移行時に指定都市であること。
・県との協議・合意を行うこと。
・市議会及び県議会の議決を経ること。
・指定都市が自ら国へ申請すること。
・国会の承認を得て、内閣が定めること。



「新たな地方分権改革の推進に関する方針」の改訂について（概要版）

- ウ 事務・権限
 - ・原則として、現在県が川崎市域において実施している事務及び川崎市が担っている事務の全部を処理します。
- エ 税財政制度の仕組み
 - ・特別自治市の区域内から生ずる現行の各種県税については、現在徴収している市税とあわせて、特別自治市が一元的に賦課徴収します。
- オ 区のあり方
 - ・特別自治市には、現行の行政区を単位とした市の内部団体としての区を設置し、区長を置くものとします。
 - ・特別自治市として市全体で担う事務・権限が拡大することに伴い、一定の住民代表機能を持った区とする必要性等がより一層高まることから、区長は議会同意を要する特別職とすることも含めて、今後の区を取り巻く環境変化等を踏まえながら、弾力的に対応できる制度設計とします。
- カ 立法化に向けた取組
 - ・特別自治市の定義を地方自治法に規定することを基本とし、その移行手続きについては、同法又は別途法を定めることについて、指定都市市長会と連携し取組を進めていきます。
- **効果**
 - 特別自治市への移行により二重行政が解消されるなどにより、無駄を省いた素早い対応が可能となり、次のような効果が見込まれます。
 - ・窓口一本化による行政サービスの利便性向上
 - ・司令塔の一本化による迅速、かつ地域の実情を踏まえた課題解決
 - ・事務の効率化・組織の簡素化による経費削減
 - ・各種県税の一元的な賦課徴収による大都市特有の課題解決
 - ・我が国全体の経済成長を牽引
- **制度実現に向けた取組**
 - ・大都市制度に関する機運が高まっている中、この機を逸することなく、特別自治市制度の創設、そして適用に向けた取組を進めていきます。

基本方向2 国の動向を踏まえた権限移譲等の推進

- (1) **権限移譲の推進**
 - 提案募集制度について、提案事項の掘り起こしを行うとともに、他自治体の提案に共同参画する取組等を進め、権限移譲等につながる提案を行っています。
 - 提案募集等の成果を踏まえた一括法の制定等へ適切に対応します。
- (2) **義務付け・枠付け等の見直しの推進**
 - 上述の提案募集方式を活用し、働き方改革や事務の見直しにつながる提案を行います。
 - 増加する法律での計画策定の努力義務等への対応として、総合計画を中心として、基幹的な計画を策定し、これを活用し、必要に応じて努力義務等に対応した計画の内容を盛り込むなど、自治体としての対応を図っていきます。
 - 構造改革特区や国家戦略特区、国際戦略総合特区の規制緩和等を活用し、地域の実情に合わせたまちづくりを推進します。

基本方向3 分権時代にふさわしい県市関係の構築

- (1) **県との協議に基づく権限移譲の推進**
 - 指定都市都道府県調整会議としての川崎市神奈川県調整会議や県・市町村間行財政システム改革推進協議会を通じて、必要な事務権限の移譲を推進していきます。
- (2) **県内三指定都市の連携の推進**
 - 県内三指定都市には共通の課題が多いことから、さまざまなレベルにおいて意見交換を実施し、三市の連携を一層強化していきます。
 - 県への働きかけにおいても、三指定都市に共通する課題について連携した要請活動を行っています。

基本方向4 自治体間の広域的な連携の推進

- (1) **地方自治法に基づく連携の推進**
 - 地方自治法に基づく連携について、既往の連携の枠組みを活用しながら、連携の目的が達成できるように、取組を的確に進めていきます。
- (2) **首都圏自治体との連携の推進**
 - 九都県市首脳会議を通じた連携、近隣自治体との連携を推進します。
- (3) **類似する団体との連携の推進**
 - 指定都市市長会などを通じた指定都市間の連携を推進します。
- (4) **遠隔自治体との連携の推進**
 - 自然的条件や社会経済状況などが異なる遠隔地の自治体と、互いに相乗効果を上げられるように連携を推進します。

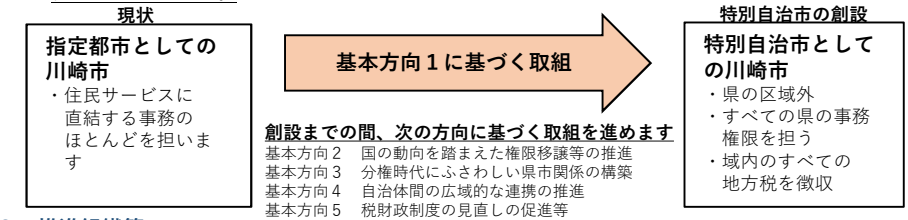
基本方向5 税財政制度の見直しの促進等

- (1) **税財政制度の見直しの促進**
 - 川崎市は、その有する権限や財源を有効活用し、自主的・自立的な行財政運営を進め、様々な都市的課題の解決を図ってきましたが、大都市特有の財政需要に対応した税制上の措置が十分に行われていないため、国と地方の役割分担の見直しに伴う税配分の是正、大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化といった権限に見合う税財源の確保や、大都市特例税制の創設といった税財政制度の見直しを促進していきます。
- (2) **政策実現手段としての税財政制度の活用の方策の検討等**
 - 地方分権改革の流れの中で、法定外普通税が同意を要する協議制に改められたこと、新たに法定外目的税が創設されたことを踏まえ、川崎市の特性や課題に対応した政策等を実現するための手段として、法定外目的税等の税財政制度を活用することについて検討していきます。
 - E S G (Environment (環境) Social (社会) Governance (ガバナンス)) 投資に注目が集まる中で、環境分野など、特定の政策領域において投資を促すような市債の発行に取り組んでいきます。

第5章 本方針の推進にあたって

1 本方針の推進イメージ

- 川崎市としては、基本方向1の特別自治市制度創設、そして川崎市への適用に向けた取組を指定都市市長会と連携しながら積極的に進めていきますが、特別自治市の立法化までに一定の期間を要することが想定されることから、税財源の移譲などの財源確保を前提に、国・道府県から指定都市へ権限を移譲するよう併せて求めていくなど、基本方向2、基本方向3、基本方向4、基本方向5に基づく取組を進めていきます。



2 推進組織等

- (1) **庁内における分権意識の醸成**
 - 「川崎市地方分権推進会議」等の会議の場を活用し、庁内での情報の共有を図ることにより、地方分権改革に対する組織的な参加意識の醸成を図っていきます。
- (2) **ボトムアップの土壌作り**
 - 5つの基本方向に基づく各取組について、研修の実施などにより、庁内における地方分権への関心を喚起していくなど、ボトムアップがなされやすい土壌づくりを進めていきます。
- (3) **分権時代にふさわしい政策形成能力を持った人材の育成**
 - 多様な意見発表の場等の創出を目的とした「政策情報かわさき」の発行や、国内・海外の先進事例を踏まえて政策課題の調査研究を行う「政策課題研究事業」を実施し、職員研修とも連携しながら、職員の政策形成能力の向上に向けた取組を進めていきます。
- (4) **市民等との情報共有**
 - 川崎市の地方分権改革の取組について、ホームページ等を通じて市民に発信し、周知を図ることにより、地方分権改革に係る関心を喚起し、理解を深め、意識を共有していきます。